明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日

東京都江東区亀戸六丁目56番15号
乃木坂ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

乃木坂ホールディング特定目的会社（以下､「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
　特定資産の売却金、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下､「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下､「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
　上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
　金123,500,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は2,470口である。

６．優先出資の消却の方法
　下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金123,500,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第19期決算公告

平成21年11月25日

東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号
宮益坂ビル1010
株式会社エスピーネクスト
代表取締役　田邉　雅規

貸借対照表の要旨（平成21年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,089
	固定資産	2,181
	合計	10,270
負債及び純資産の部	流動負債	3,451
	株主資本	6,819
	資本金	21,000
	利益剰余金	△14,180
	その他利益剰余金	△14,180
	合計	10,270

(注)　当期純利益　8,844千円

第25期決算公告

平成21年11月25日

石川県金沢市芳斉２丁目５番38号
株式会社人材派遣北陸
代表取締役社長　浅井　辰雄

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,675
	固定資産	1,622
	資産合計	122,297
負債及び純資産の部	流動負債	32,513
	固定負債	11,367
	退職給付引当金	11,367
	株主資本	78,417
	資本金	32,000
	利益剰余金	46,417
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	38,417
	（うち当期純利益）	(483)
	負債・純資産合計	122,297

優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日

東京都江東区亀戸六丁目56番15号
芝ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

芝ホールディング特定目的会社（以下､「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
　特定資産の売却金、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下､「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下､「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
　上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
　金26,000,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は520口である。

６．優先出資の消却の方法
　下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金26,000,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第82期決算公告

平成21年11月24日

東京都中央区京橋三丁目９番４号
山根運輸株式会社
取締役社長　内山　盛雄

貸借対照表の要旨
（平成21年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	675,983
	固定資産	74,672
	資産合計	750,655
負債及び純資産の部	流動負債	316,807
	固定負債	218,815
	退職給付引当金	1,100
	長期借入金	217,715
	負債合計	535,622
	株主資本	195,347
	資本金	150,000
	資本剰余金	38,255
	資本準備金	38,255
	利益剰余金	7,092
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	△30,408
	（当期純損失）	(53,006)
	評価・換算差額等	19,686
	投資等評価差額金	19,686
	純資産合計	215,033
	負債・純資産合計	750,655

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体五二〇円）　（配送料別）